

新労発基0708第2号
令和2年7月8日

新潟地方最低賃金審議会
会長 永井 雅人 殿

新潟労働局長 奥村 伸人

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。